運　　送　　契　　約　　書

印紙

　栄町議会議員一般選挙候補者　（以下「甲」という）と

　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用。

２　車種及び登録番号

３　台数　　**１** 台

４　使用期間

年月日から年月日まで日間。

５　契約金額　　円（消費税及び地方消費税含む。）

　　　　　内訳　　１日円×日間

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

　　　なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

７　その他

年月日

　　　　　　　　甲　　栄町議会議員一般選挙候補者

住　所　　　　　　　　　　　

氏　名　　　　　　　㊞

乙　　住　所

**甲野**

**商事**

　名　称　

　　　代表者　　　㊞

車両賃貸借契約書

　栄町議会議員一般選挙候補者　（以下「甲」という）と

（以下「乙」という）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用。

２　車種及び登録番号

３　台数　　　台

４　使用期間

　　　　　年月日から年月日まで日間。

５　契約金額　円（消費税及び地方消費税含む。）

　　　　　内訳　　１日円×日間

６　使用上の義務等

　　　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

　　　なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

８　その他

年月日

　　　　　　　　甲　　栄町議会議員一般選挙候補者

住　所　　

氏　名　　　　　　　㊞

乙　　住　所　

**甲野**

**商事**

　　　名　称　

　代表者　　　　㊞

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　栄町議会議員一般選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という）と

（以下「乙」という）は、公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

年月日から年月日まで日間。

２　供給場所

　　所在地

　　名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金額

　　単価１リットル当り円（消費税及び地方消費税含む。）とし、期間中の供給数量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

　　　なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

６　その他

年月日

　　　　　　　　甲　　栄町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

**乙野**

**石油**

　　　名　称　

　 代表者　　　　　　　　　　　　　㊞

自動車運転契約書

※運転手が運送業の個人事業主の場合は印紙が必要

印紙

　栄町議会議員一般選挙候補者　（以下「甲」という）と

（以下「乙」という）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

年月日から年月日まで日間。

　　原則として毎日、時分から時分まで

２　契約金額　　円（消費税及び地方消費税含む。）

　　（１日につき　　円）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

　　　なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

５　その他

年月日

　　　　　　　　甲　　栄町議会議員一般選挙候補者

住　所　　

氏　名　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　　名　称

　　　代表者　　　　　　　㊞

選挙運動用ビラ作成契約書

印紙

　栄町議会議員一般選挙候補者（以下「甲」という）と

（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名

　　公職選挙法第１４２条に定めるビラ

２　数量　　　枚

３　契約金額　　円（消費税及び地方消費税含む。）

　　　　　（単価　円　銭）

４　納入期限

年月日

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

　　　なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

６　その他

年月日

　　　　　　　　甲　　栄町議会議員一般選挙候補者

住　所　　

氏　名　　　　　　㊞

乙　　住　所　　

**○○**

**印刷**

　　　名　称　　

　　　代表者　　　　　㊞

選挙運動用ポスター作成契約書

印紙

　栄町議会議員一般選挙候補者（以下「甲」という）と

（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名

　　公職選挙法第１４３条に定めるポスター

２　数量　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税含む。）

　　　　　（単価　　円　　銭）

４　納入期限

年月日

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

　　　なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

６　その他

年月日

　　　　　　　　甲　　栄町議会議員一般選挙候補者

住　所　　

氏　名　　　　　　㊞

乙　　住　所　　

**○○**

**印刷**

　　　名　称　　

　　　代表者　　　　　㊞